

第 2 次草津市障害者計画 [概要版]

<基本理念>

障害のある人もない人も、
誰もがいきいきと輝けるまち 草津

～ 共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して ～

法的根拠

- 「草津市障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本市における障害者施策の基本的な方向性や取組を示す計画です。

計画の対象

- 本計画は、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、共生社会の実現を目指す計画であるため、すべての市民が計画の対象となります。また、本計画における障害のある人の範囲は、障害者基本法第 2 条第 1 号に定められた障害者としてします。

計画の期間

- 平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。

<障害者福祉施策の課題>

- 差別のない社会づくりを進める必要がある
- いのちと健康を守る必要がある
- 日常生活を支えるサービスを確保する必要がある
- その人らしい発達・成長と社会参加を保障する必要がある
- 地域共生社会づくりを進める必要がある

基本目標と施策 【◎は、重点的に取組むこと】

目標 1 すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

達成目標

施策 1 : 障害と障害のある人への理解の促進
施策 2 : 権利擁護と虐待の防止

- ◆誰もが互いにその人らしさを大切にしよう地域社会となっている。
- ◆障害のある人の権利を守る仕組みがより周知されている。

目標 2 いのちと健康を守ることができる

達成目標

施策 3 : 疾病等の予防と早期発見・早期対応
施策 4 : 精神保健福祉対策の強化
施策 5 : 保健・医療の充実

- ◆発達に支援が必要な子どもに、早期・確実に適切な対応がされる。
- ◆こころの健康についての相談が、安心して気軽にできる。
- ◆障害のある人が、必要な医療を受けることができる。

目標 3 安心して日常生活がおくれる

達成目標

施策 6 : 相談体制の強化
◎基幹相談支援センターの設置に向けて取り組みます。
施策 7 : 日常生活支援の充実
◎生活介護のサービス量の確保を図っていきます。
施策 8 : 住まいの確保
◎グループホームの整備や定員増について、一層の促進を図っていきます。
施策 9 : 家族等への支援の充実
施策 10 : 経済的負担の軽減
施策 11 : 制度の維持と適正運用

- ◆身近にどんなことも相談できるところがある。
- ◆障害福祉サービス等を利用して、自分らしく地域で生活できる。
- ◆地域で安心して住み続けられる住まいが得られる。
- ◆障害のある人とともに暮らす家族が安心して生活できる。
- ◆障害のある人の経済的負担を軽減する制度がより周知されている。
- ◆誰もが必要な障害福祉サービスを適切に利用できる。

目標 4 ともに育ち、学び、遊び、輝ける

達成目標

施策 12 : 発達支援の充実
◎医療的ケアの必要な子どもに対して、通所や訪問による支援の充実を図ります。
施策 13 : 就学前教育・保育の充実
施策 14 : 学校教育の充実
施策 15 : 放課後児童対策の充実
施策 16 : 文化・スポーツ活動等の促進
施策 17 : 就労支援と雇用環境整備の促進

- ◆発達に支援が必要な子どもが、成長に応じて切れ目のない支援を受けることができる。
- ◆幼稚園、保育所（園）、認定こども園に通う子どもが、発達や障害特性に応じた支援を受けている。
- ◆特別な支援を必要とする子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を受けられる。
- ◆障害のある子どもに、療育的支援を伴った、放課後等の生活と活動の場がある。
- ◆日頃から文化やスポーツに親しむ人が増えている。
- ◆いろんな「働きたい」に応える、様々な「働く場」がある。

目標 5 地域共生社会づくりが進んでいる

達成目標

施策 18 : 情報受発信の充実
施策 19 : 地域福祉活動の促進
施策 20 : バリアフリー化の推進と移動の確保

- ◆多様な媒体・伝達手段が充実し、公的サービス等の情報が幅広く受信できる。
- ◆地域のつながりづくりに、障害のある人の声が生きている。
- ◆行きたいところに安全かつスムーズに移動できる。